

家族介護者支援ホームヘルプサービス

在宅で介護している家族をサポートするために、ヘルパー派遣を補助します。介護保険では認められないサービスでも一部利用できます。詳細はお問い合わせください。

- サービス内容＝掃除、洗濯、調理・配膳・片付け、食事・服薬・排せつの介助など
- 利用時間＝午前8時～午後8時(1回につき1時間単位、年間24時間以内)

対 区内在住で要介護3～5と認定され、居宅で家族介護を受けている方

費 1時間400円から(利用時間によって異なります)

※生活保護受給者は負担無し

申 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターか問合先へ来所

問 地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 **TEL** 5764-0658 **FAX** 5764-0659

調布 **TEL** 3726-6031 **FAX** 3726-5070

蒲田 **TEL** 5713-1508 **FAX** 5713-1509

梶谷・羽田 **TEL** 3741-6525 **FAX** 6423-8838



高齢者自立支援住宅改修助成事業

高齢者の居宅の改修に要する費用を助成します。必ず事前に申込先へご相談ください。

●助成項目・限度額

①浴槽の取り替えや付帯して必要な給湯設備などの工事＝379,000円

②流し、洗面台の取り替えや付帯して必要な給湯設備などの工事＝156,000円

③便器の洋式化や付帯して必要な工事＝106,000円

対 区内に住所を有し、要支援や要介護と認定された65歳以上で、身体状況などにより住宅の改修が必要と認められる方

費 介護保険の負担割合に準じて1～3割※生活保護受給者は負担無し

申 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ来所

問 地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 **TEL** 5764-0658 **FAX** 5764-0659

調布 **TEL** 3726-6031 **FAX** 3726-5070

蒲田 **TEL** 5713-1508 **FAX** 5713-1509

梶谷・羽田 **TEL** 3741-6525 **FAX** 6423-8838



機能訓練室でリハビリしませんか

理学療法士・作業療法士や言語聴覚士などによる機能訓練です。難病・高次脳機能障がいにも対応し、地域生活の安定をめざします。障害福祉サービス受給者証が必要です。

対 区内在住の18～64歳で、医師から訓練が必要と判断された方

会問 さぼーとぴあ

TEL 5728-9435 **FAX** 5728-9438

志茂田福祉センター

TEL 3734-0764 **FAX** 3734-0797

重症心身障害者通所事業 令和9年度新規利用者

対 区内在住で医療的ケアを要し、次のいずれかに該当する重症心身障がいのある方

①令和9年4月1日時点で18歳以上

②令和9年3月31日に特別支援学校高等部を卒業見込み

申 問合先へ電話の上来所。都立北療育医療センター城南分園＝9月30日、大田生活実習所・池上福祉園・上池台障害者福祉会館・大森東福祉園分場＝10月30日締め切り

※令和8年度中の利用はお問い合わせください

問 地域福祉課障害者地域支援担当

大森 **TEL** 5764-0657 **FAX** 5764-0659

調布 **TEL** 3726-2181 **FAX** 3726-5070

蒲田 **TEL** 5713-1504 **FAX** 5713-1509

梶谷・羽田 **TEL** 3743-4281 **FAX** 6423-8838



地域生活支援事業

障がいのある方が地域で自立した社会生活や日常生活を送ることができるよう、さまざまな事業を実施しています。対象や費用など詳細は区HPをご覧ください。利用を希望する方はお問い合わせください。

①意思疎通支援事業

聴覚・言語機能などに障がいのある方に手話通訳者・要約筆記者を派遣するコミュニケーション支援。

②失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

区内失語症者団体に意思疎通支援者を派遣するコミュニケーション支援。

③日常生活用具給付事業

在宅で障がいのある方が日常生活を容易にするための用具を給付する支援(所得による給付制限有り)。

④移動支援事業

屋内での移動が困難な障がいのある方などにヘルパーを派遣する移動の介助や外出の支援。

⑤重度障害者の大学等修学支援事業

重度の障がいのある方が大学などで修学するために必要な身体介護などを提供する支援。

⑥重度障害者等就労支援特別事業

重度の障がいのある方などが就労するために必要な身体介護などを提供する支援。

⑦視覚障害者代筆・代読支援事業

視覚障がいのある方にヘルパーを派遣し、日常生活における代筆・代読の支援。

そのほか、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などがあります。

問 ①②さぼーとぴあ

TEL ①5728-9133 ②5728-9134 **FAX** 5728-9136

③～⑦地域福祉課障害者地域支援担当



		身体	知的	精神・難病
大森	FAX 5764-0659	TEL 5764-0657	TEL 5764-0710	TEL 6436-8750
調布	FAX 3726-5070	TEL 3726-2181	TEL 3726-6032	TEL 6425-7555
蒲田	FAX 5713-1509	TEL 5713-1504	TEL 5713-1507	TEL 6424-5040
梶谷・羽田	FAX 6423-8838	TEL 3743-4281	TEL 3741-6526	TEL 6423-8892



障心身障害者(児)医療費の助成

心身に障がいのある方に**障**受給者証を交付し、医療保険の自己負担分を助成します。

●住民税非課税の方＝自己負担額無し

●住民税課税の方＝1割負担(限度額有り)※入院時の食事代は助成対象外

9月は障受給者証の更新月です

現在**障**受給者証をお持ちの方へ、所得審査の上、9月からの**障**受給者証が資格消滅通知書を送付しました。所得超過により前回対象外だった方で今回対象となる方は、申請が必要です。

対 次の全てに該当する64歳以下の方

①身体障害者手帳1・2級(心臓など内部障がいのある方は1～3級※内部障がい4級で障がいの重複により3級と認定された方も含む)か愛の手帳1・2度か精神障害者保健福祉手帳1級

②国民健康保険か社会保険に加入中

③生活保護を受けていない

④本人(20歳未満は世帯主など)の令和7年1月から12月までの所得が所得制限基準額以下

※都外からの転入者など、65歳以上でも対象となる場合があります

申 問合先か地域福祉課へ各種手帳、加入している健康保険の被保険者資格情報が確認できるもの、マイナンバー確認書類を持参

問 障害福祉課障害者支援担当

TEL 5744-1251 **FAX** 5744-1555

